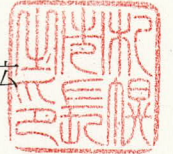


札幌市告示第 390 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく契約による「豊平老人福祉センター・中の島児童会館清掃業務」の見積参加者の募集について、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 月 30 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

電話 011-211-2976 F A X 011-218-5179

メールアドレス：[koreifukushi-keiyaku@city.sapporo.jp](mailto:koreifukushi-keiyaku@city.sapporo.jp)

2 募集に付する事項

(1) 役務の名称

豊平老人福祉センター・中の島児童会館清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

募集説明書による

(3) 履行期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所

豊平老人福祉センター・中の島児童会館

(札幌市豊平区中の島 2 条 3 丁目 8 - 1)

(5) 契約に至るまでの方法

募集説明書による

3 申請資格（申請は法人単位とする）

下記(1)～(5)のいずれかに該当し、施設等の所在地が札幌市内にある者。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設

(2) 障害者総合支援法第 5 条第 27 項に規定する地域活動支援センター

- (3) 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害者福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- (4) 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）
- (5) 上記(1)～(4)に準ずるものとして市長の認定を受けた施設等

#### 4 募集説明書の交付方法等

上記1の場所で告示日より交付。なお、以下の札幌市役所ホームページからダウンロードすることができる。

#### 【URL】

<https://www.city.sapporo.jp/koreifukushi/seiso/seiso-toyohira2024.html>